

# 北海道エアポート（株）稚内空港事業所からのお知らせ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
数値地図200000(地図画像)を複製したものである。

稚内空港周辺では、航空の安全を確保する為、一定の空域（上の図の区域）を障害物のない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に北海道エアポート（株）稚内空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーン等も含まれます。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、北海道エアポート（株）稚内空港事業所まで、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート（株）稚内空港事業所

TEL：0162-26-2080

FAX：0162-26-2081

# 無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため、航空法で定められている制限表面や空港上空等の空域では、無人航空機を飛行させることが原則禁止されています。無人航空機は重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要となります。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず法律（航空法第132条の2）を遵守しなければならず、これに違反した場合は、航空法により罰則が定められています。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は、北海道エアポート株式会社稚内空港事業所までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート株式会社稚内空港事業所

〒098-6643

北海道稚内市大字声間村字声間6744番地

TEL：0162-26-2080

FAX：0162-26-2081

e-mail：hap-wkj-unjyo@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超えて飛行する場合は、稚内空港事業所の許可を得てから、国土交通大臣への許可申請が必要となります。

申請先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL：050-3198-2865

FAX：03-5756-1528

e-mail：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

年 月 日

北海道エアポート株式会社  
稚内空港事業所長 殿

照会者住所  
氏 名  
連 絡 先

### 稚内空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

#### 記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)
3. 物件の種類、用途及び構造
4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)
5. 設置場所の海拔高
6. その他参考となる事項

#### 添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・稚内空港と設置場所の位置関係及び距離
- ・物件の平面図
- ・物件の設置工事工程表

## 無人航空機の飛行に関する調整依頼書

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による許可申請に先立ち、下記の項目について調整をお願いします。

年 月 日

北海道エアポート株式会社  
稚内空港事業所長 あて

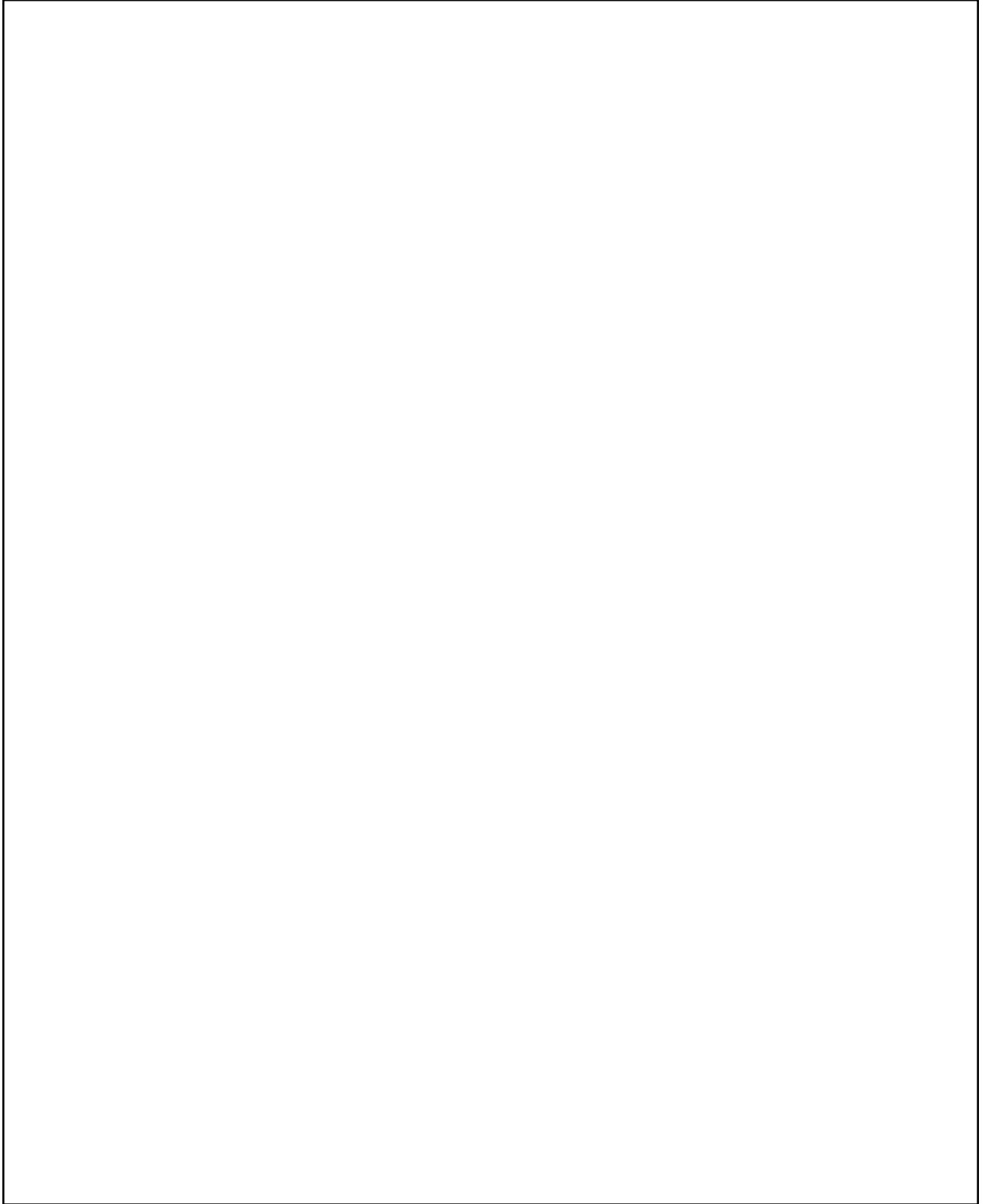
氏名又は名称  
及び住所  
並びに法人の場合は代表者の氏名  
(連絡先)

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等			
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
飛行の日時					
飛行の経路 (飛行の場所)					
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m	
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第 132 条関係)	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面又は水平表面の上空の空域（共通）			
		<input type="checkbox"/> 円錐表面、延長進入表面又は外側水平表面の上空の空域（釧路、函館）			
	飛行の方法 (第 132 条の 2 関係)	<input type="checkbox"/> 新千歳空港の敷地の上空の空域			
<input type="checkbox"/> 新千歳空港の進入表面又は転移表面の下の空域					
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】			
		<input type="checkbox"/> 夜間飛行			
		<input type="checkbox"/> 目視外飛行			
		<input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行			
		<input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行			
		<input type="checkbox"/> 危険物の輸送			
		<input type="checkbox"/> 物件投下			
		【第 132 条の 2 第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】			

無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。
飛行経路に該当する制限表面及び制限高	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。
備 考	<b>【緊急連絡先】</b> 担当者： 電話番号：

## 飛行の経路

(詳細図)



無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名		
	名称		
	重量 (最大離陸重量)		
	製造番号等		
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)		
	所有者	氏名又は名称	
		住所	
連絡先			
操縦装置	製造者名		
	名称		
	仕様が分かる資料		

飛行経路に該当する制限表面及び制限高

